

御代田町議会議員 一般選挙日程

●立候補予定者説明会

日時 8月20日(火) 午後2時～
場所 役場大会議室

●立候補届出書類事前審査

日時 8月27日(火) 午前9時～正午
場所 役場大会議室

●立候補受付

日時 9月3日(火) 午前8時30分～午後5時
場所 役場大会議室

9月8日(日)は 御代田町議会議員一般選挙 の投票日です。
私たちの代表を決める大切な選挙です。
棄権することなく投票に行きましょう。

期日前投票の利用を！

選挙当日、投票できない人は
期日前投票を利用しましょう。

期間 9月4日(水)～9月7日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場町民ホール (正面玄関入口付近)

※入場券をお持ちください。



問い合わせ先

御代田町選挙管理委員会 (32)3111 内線56

福祉医療制度の

制度改正と更新について

御代田町では、平成25年4月1日より町独自事業として子育て世代の負担軽減を図るため、福祉医療の中学生の所得制限を撤廃しました。

今回の改正に伴い、平成10年4月2日から平成25年3月31日に生まれ受給者証が交付されているお子さまを対象に、有効期限を中学3年生の年度末まで更新した受給者証を郵送しました。

【更新のご案内】

福祉医療費受給者証が8月1日に更新となります。前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送します。なお、所得制限のある方で、平成24年分所得を未申告の方への受給者証の交付は、所得の確認後となります。

【福祉医療制度とは…】

医療機関で負担した保険診療

分の一部を助成する制度です。次の方が申請対象となりますので申請をされていない方は手続きをお願いします。

○0歳から中学3年生までのお子さま

○身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、精神障害で障害基礎年金を受給されている方

○母子家庭の母子、父子家庭の父子

県内の障害者自立支援法対象施設に住所を移して入所・入院されている方は、入所・入院する前に居住していた市町村から福祉医療費受給者証の交付を受けることとなります。手続きは入所・入院している施設等を通じて行ってください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32) 6522

対象者	所得制限		
	本人	配偶者・扶養義務者等	
こども	なし	なし	
障害者	身障手帳1・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
	身障手帳3・4級	所得税非課税	
	療育手帳A1～B1 精神保健福祉手帳所持者及び精神障害で障害基礎年金を受給されている方	特別障害者手当準拠	
母子・父子家庭	65歳以上国民年金法施行別表該当者 *身体や精神に一定以上の障害がある方	特別障害者手当準拠	児童扶養手当準拠
	配偶者のない方で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している者 同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童 父母のない18歳未満(高等学校卒業まで)の児童	児童扶養手当準拠	

※1レセプトあたり500円の自己負担が発生します。また、高額療養費等や入院時の食事療養費等は該当になりません。

※学校でけがをされた場合、日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となる場合があります。

その場合は福祉医療の対象とはなりませんので、ご注意ください。

児童扶養手当・ 特別児童扶養手当

のお知らせ

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

※いずれも、所得制限等要件があります。

現在受給されている方は現況届(所得状況届)の提出をお忘れなく、現在手当を受給されている方は、現況届の提出が必要となります。指定された日程もしくは8～9月上旬の期間内に必ずご提出ください。なお、この届を提出しないと、8月以降の手当が受給できません。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32) 6522